

## 『事林廣記』學校類譯注 (一)

### 「元代の社會と文化」研究班

本篇では、前稿につづき、『事林廣記』「學校類」前半「學校制度」と「宋朝大學舊規」の譯注を掲げる。底本には前回と同じく、國立公文書館内閣文庫所藏の元・至順刊本(内閣本)を用い、また臺灣故宮博物院所藏の椿莊書院刊本(故宮本)、慶應義塾大學圖書館所藏の明・洪武二十五年刊本(洪武本)、臺灣國家圖書館所藏の明・成化十四年劉廷賓刊本(成化本)によって校訂した。北京大學圖書館所藏の元・後至元六年鄭氏積誠堂刊本(北大本)、元・泰定刊本に據った日本の元祿十二年刊本(和刻本)には、この項目はない。

- 一 本文は、原則として正體字にあらため、句讀を付し、また便宜上番號をつけた。關連記事によって訂正する場合は、誤字はその後に( )で正しいと思える推定字を示し、字を補う場合は( )で、削る場合は「」で該當する字を圍った。
- 二 (校)には、『事林廣記』諸テキスト間の異同を記した。
- 三 (關連記事)には、本文が基づいたと推定される、あるいは本文と同内容の記事を挙げた。

四 (注)では、本文と關連記事の異同、および一部の語彙について説明した。

五 譯注の作成は井黒忍が擔當し、金文京がまとめた。

#### 學校類(後集卷六)

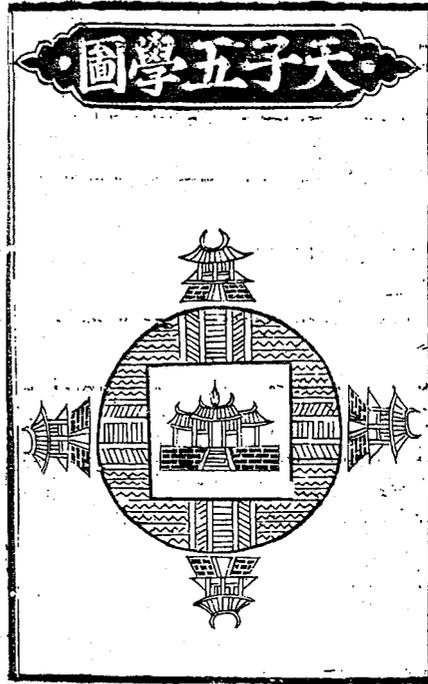
#### 學校制度

(校)

○故宮本後集卷六「學校類・學校制度」、成化本後集卷六「學校類・學校制度」はほぼ同文。

○洪武本別集卷一「學校類・學校制度」は「諸侯泮宮圖」のあとに、他本にはない「國學」「諸侯學」「歷代學」「州縣學」の諸記事を載せ、最後に「宋朝大學舊規」の「學宮揭示・文公白鹿洞規」を掲げる。その「國學」と「諸侯學」の末尾に「出制度通纂」、「通纂」とあるが、この『制度通纂』とは、『文淵閣書目』卷一に「林泉生古今制度通纂一部二冊」とあるものを指すであろう。林泉生の傳は『閩中理學淵源考』卷三五にみえる。福建永福の人、至順元年(一一三三)の

進士、翰林直學士知制誥となり文敏と諡された。洪武本は明代では不必要となった「宋朝太學舊規」及び後半の元代科舉關係の記述を省いて、『制度通纂』から右の項目を補ったのであろう。



(一) 天子五學圖

陸氏佃云、禮記、天子設四學。蓋天子立四學、并中學而五、於一處竝建。周人則辟雍居中、其南爲成均、其北爲上庠、其東爲東序、其西爲瞽宗。學禮者就瞽宗。學書者就上庠。學舞干戈、羽籥者就東序。學樂德、樂語、樂舞者就成均。辟雍唯天子承師問道、養三老五更、又出師受成等就焉。天子入太學、則四學之人環水而觀之、是謂辟雍。總而言之、四學亦太學也。

(譯)

陸佃がいうには、『禮記』に、「天子が四學を設置する」とある。思ふに天子は四學を立てるが、眞ん中の學校と併せて五學となり、

それを同じところに建てたのである。周の人は、辟雍を中心に置き、その南を成均、その北を上庠、その東を東序、その西を瞽宗とした。禮を學ぶ者は瞽宗に赴き、書を學ぶ者は上庠に赴き、舞の干戈と羽籥を學ぶ者は東序に赴き、樂德、樂語、樂舞を學ぶ者は成均に赴いた。辟雍は、ただ天子が師の教えを承けて政治の道を問ひ、三老五更を養ひ、また出征するに際して兵略を得るなどの際に赴くものであった。天子が太學に入ると、四學の人は池をとり圍んでこれを見たのであり、これを辟雍と謂うのである。要するに、四學もまた太學である。

(校)

○洪武本は、「是謂辟雍」の後に、「大戴禮曰、帝入東學、上親而貴仁、東序是也。帝入南學、上齒而貴信、成均是也。帝入西學、上賢而貴德、瞽宗是也。帝入北學、上貴而尊爵、上庠是也。帝入太學、承師而問道、辟雍是也」がある。これは關連記事3『家山圖書』と一致する。

○成化本は、「四學亦太學也」の後に、「辟雍居中曰太學、成均南學、上庠北學、東序東學、瞽宗西學」とある。

(關連記事)

1 南宋・章如愚『羣書考索』後集卷三二「十門・天子學」

陸氏禮象曰、天子設四學。蓋天子立四學并其中學而五、直於一處竝建。周人辟雍、則辟雍居其中。其南爲成均、其北爲上庠、其東爲東序、其西爲瞽宗。

2 南宋・衛湜『禮記集說』卷一一三「祭義・天子設四學」

山陰陸氏曰、天子立四學、并其中學而五、直於一處竝建。周人辟雍、則辟雍最居中、其南爲成均、其北爲上庠、其東爲東序、其西爲瞽宗。當學禮者就瞽宗。學書者就上庠。學舞干戈、羽籥

者就東序。學樂德、樂語、樂舞者就成均。辟雍唯天子承師問道、養三老五更、又出師受成等就焉。當天子入太學、則四學之人環水而觀之矣、是之謂辟雍。學禮曰、帝入東學、尙親而貴仁、東序是也。帝入南學、尙齒而貴誠、成均是也。帝入西學、尙賢而貴德、瞽宗是也。帝入北學、尙貴而尊爵、上庠是也。帝入太學、承師而問道、辟雍是也。總而言之、四學亦太學也。(下略)

3

南宋・無名氏『家山圖書』

陸氏佃云、禮記、天子設四學。蓋天子立四學、并中學而五、於一處竝建。周人則辟雍居中、其南爲成均、其北爲上庠、其東爲東序、其西爲瞽宗。學禮者就瞽宗。學書者就上庠。學舞干戈、羽籥者就東序。學樂德、樂語、樂舞者就成均。辟雍唯天子承師問道、養三老五更、又出師受成等就焉。天子入太學則四學之人環水而觀之、是謂辟雍。大戴禮曰、帝入東學、上親而貴仁、東序是也。帝入南學、上齒而貴信、成均是也。帝入西學、上賢而貴德、瞽宗是也。帝入北學、上貴而尊爵、上庠是也。帝入太學、承師而問道、辟雍是也。總而言之、四學亦太學也。(天子五學圖)あり

4 『三才圖會』宮室卷二「天子五學圖」は、内閣本『事林廣記』と同文。

(注)

(1) 陸佃一字は農師、號は陶山、越州山陰の人。初め王安石に師事したが、のち新法に反對した。『宋史』卷三四三に傳がある。『埤雅』の著者として有名だが、禮説に詳しく『禮記解』、『禮象』、『述禮新説』などの著があった。この箇所は關連記事1によって『禮象』の文章であることが分かる。この條および(三)諸侯泮宮圖の關連記事から考えて、この部分

はおそらく朱子の弟子が編集したとされる『家山圖書』からの引用であろう。なお現存四庫全書本『家山圖書』は、『永樂大典』からの輯本であるが、元・何士信「諸儒標題註疏小學集成」の卷頭に付する『小學書圖』はこれとほぼ同内容である。宮紀子「廟學典禮劄記」(『東方學』第百四輯)参照。

(2)

禮記「禮記」「祭義」に「天子設四學、當入學而大子齒」とある。この條は、「祭義」のこの部分に對する陸佃の注である。

(3)

并中學而五「中學」は辟雍を指す。五學については、『大戴禮』「保傳」に「學禮曰、帝入東學、上親而貴仁、則親疏有序而恩相及矣。帝入南學、上齒而貴信、則長幼有差而民不誣矣。帝入西學、上賢而貴德、則聖智在位而功不匱矣。帝入北學、上貴而尊爵、則貴賤有等而下不誣矣。帝入太學承師問道」(同じ記事は『漢書』卷四八「賈誼傳」にもみえる)、また關連記事1に「陸氏禮象據大戴禮賈誼之説、以東學爲東序、南學爲成均、西學爲瞽宗、北學爲上庠、太學爲辟雍、此五學在內者皆大學也」とあり、東序以下を東西南北に配當するのは、陸氏の説であつたことが分かる。

(4)

學禮者就瞽宗「禮記」「文王世子」に「春夏學干戈、秋冬學羽籥、皆於東序」また「禮在瞽宗、書在上庠」とあり、これらによって説をなしたものの。干戈は武舞、羽籥は文舞。

(5)

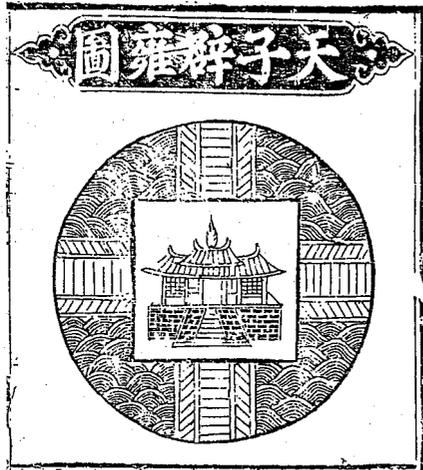
學樂德樂語「周禮」「春官・大司樂」に、「掌成均之灋。……以樂德教國子中和祗庸孝友、以樂語教國子興道諷誦言語、以樂舞教國子舞雲門大卷大咸大磬大夏大濩大武」とあるのによって説をなしたものの。

(6) 承師問道—注(3)『大戴禮』「保傳」。

(7) 三老五更—經驗豊富な老人。『禮記』「學記」に「食三老五更於太學」とあり、その數については諸説ある。

(8) 出師受成—『禮記』「王制」に「天子將出征……受成於學」、その鄭注に「注定兵謀也」とあり、出征に際して學校で兵略を授かること。

(9) 辟雍—徽宗の崇寧元年(一一〇二)に太學の規模を擴大し、都の南門の外に新しい學舎を作って外舎としたが、これを周の制度にならって辟雍と稱した。以上の議論の背景には、宋代の太學が古代の禮制に合致するものであるという考えがある。



(二) 天子辟雍圖

正義曰、天子曰辟雍、辟爲圓壁形、築土引水、使四方均得來觀。則辟雍之内有館舍而内無墻院也。其制環之以水、圓象天也。辟雍(太)學之名、王制、以殷之辟雍與太學爲一。蔡邕月令論云、取其四門之學則曰太學、取其水圓如壁則曰辟雍。名異而實同也。

(譯)

『正義』に「天子においては辟雍という。辟は圓い壁の形をし、土を築き水を引いて、四方より均しく來觀できるようにする」とある。それなら辟雍の内には建物はあるても垣根はないのである。その制度として周りに水をめぐらすのは、圓い形が天をかたどっているのである。辟雍とは太學の名前であり、『禮記』王制に「殷の辟雍は太學と同一のものである」とある。蔡邕の月令論には「四門の學の意味からすれば太學といい、水がめぐること壁の様であることからすれば辟雍という。名は異なっているもその實は同じである」とある。

(校)

○洪武本は、「築土」を「第土」に、二箇所「圖」を共に「圈」に誤り、「爲一」の「一」を脱す。

(關連記事)

1 『三才圖會』宮室卷二「天子辟雍圖」に「正義曰」として同文を引くが、「内無墻院」を「實無墻院」とする他、「築土」を「第土」に誤り、「爲一」を小字横書きにしており、洪武本に近い。

(注)

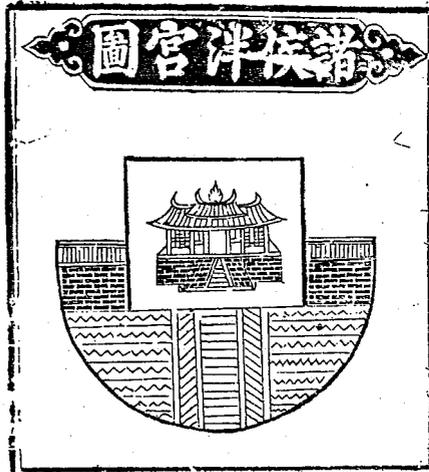
(1) 天子曰辟雍—『禮記』「王制」に、「天子曰辟雍、諸侯曰類宮」とある。したがってこれは正義の文ではない。

(2) 辟爲圓壁形—『毛詩正義』「魯頌・泂水」に、「又申傳辟雍泂

(3) 宮之義。辟離者、築土爲壘水之外、使圓如璧、令四方來觀者均。故謂之辟離也」とあるのがこと類似する。  
辟離學之名—文意から考えて、「學」の前に「太」を補うべきである。

(4) 王制—『毛詩正義』「大雅・靈臺」に「王制以殷之辟雍與大學爲一、故因而說之」とある。これは『禮記』「王制」の「小學在公宮南之左、大學在郊」の鄭注に「小學大學殷之制」とあるのをふまえているのであって、「王制」の經文ではない。

(5) 月令論—「明堂月令論」(『蔡中郎集』卷一〇)に「取其宗祀之清貌則曰清廟、取其政室之貌則曰太廟、取其尊崇則曰太室、取其堂則曰明堂、取其四門之學則曰太學、取其四面周水圓如璧則曰辟雍、異名而同事、其實一也」とある。



(三) 諸侯泮宮圖

正義曰、諸侯曰泮宮、泮之言半、蓋東西門、以南通水、北門無也。所以降殺於天子。王制云、諸侯止有泮宮一學、魯之所立、非獨泮宮。明堂位曰、米廩、有虞氏之庠也。序、夏后氏之學也。瞽宗、殷學也。類宮、周學也。是魯得立四代之學、僖公脩之、示存古法也。

(譯)

『正義』にいう「諸侯においては泮宮という。泮の意味は半分である。思うに東西には門を構え南には水を通じさせるが、北には門が無いからである」。これは天子の辟雍より等級を減じるためである。『禮記』王制には「諸侯にはただ泮宮の一學が有るのみであるが、魯が立てたのは、泮宮だけではなかった」とある。『禮記』明堂位に「米廩は有虞氏(舜)の庠である。序は夏后氏の學であり、瞽宗は殷の學である。類宮は周の學である」とある。これは魯が四代の學を立て得て、僖公がこれを整えて、古の法が魯に存することを示したのである。

(校)

○洪武本は、「類」を「類」に誤る。

(關連記事)

- 1 『家山圖書』は同文。
- 2 『三才圖會』宮室卷二「諸侯泮宮圖」は同文、ただし「北門無也」を「北門處也」に誤る。

(注)

- (1) 諸侯曰泮宮—(二)天子辟雍圖の注(1)参照。
- (2) 泮之言半—『毛詩正義』「魯頌・泮水」に「而泮爲名、則泮是其制。故云泮之言半、半水者、蓋東西門、以南通水、北无也」とある。

(3)

王制「毛詩正義」「魯頌・泮水」に「天子辟廱、諸侯泮宮、王制文。其餘諸侯止有泮宮一學、魯之所立非獨泮宮而已。明堂位曰、米廩有虞氏之庠也、序夏后氏之序也、瞽宗殷學也、類宮周學也。是魯禮得立四代之學。魯有四代之學、此詩主頌其修泮宮者、先代之學尊、魯侯得立之、示存古法而已」とある。「王制文」は前の「天子辟廱、諸侯泮宮」の説明であるのに、ここでは後につけて讀んだため、「其餘諸侯」以下が「王制」の文章であるかのように誤解している。

(4)

明堂位「禮記」「明堂位」の文であるが、ここでは注(2)の『毛詩正義』「魯頌・泮水」からの孫引き。  
(5) 僖公脩之「魯頌・泮水」の小序に、「泮水、頌僖公能修泮宮也」とある。

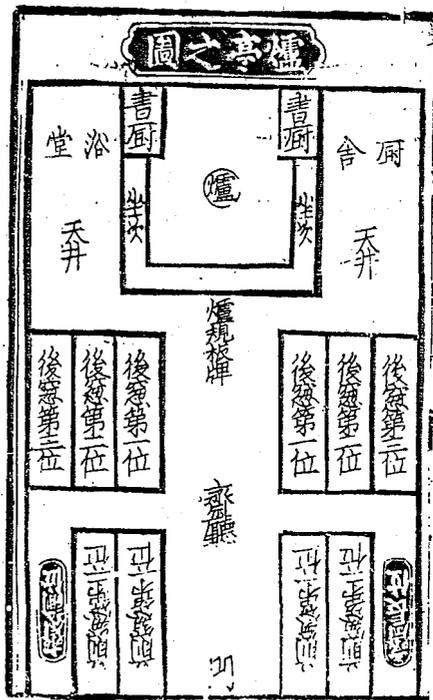
宋朝太學舊規

(校)

○故宮本、成化本は同文。洪武本にはこの項目がなく、わずかに「學宮揭示・文公白鹿洞規」のみを掲げる。

(一) 爐亭之圖

學校之制、三代共之、皆所以明人倫也。自漢開設學校、至明章二帝而辟雍之制大舉。唐太宗增廣學舍一千五百餘區、歷代相向、皆以學校爲重。宋初建太學、只有十齋、曰服膺、曰提身、曰習是、曰守約、曰存心、曰允蹈、曰養正、曰持志、曰率履、曰誠意。續置七齋、曰觀化、曰貫道、曰務本、曰果行、曰謹信、曰時中、曰循(循)理。其後、學官以太學尙有隙地、復請于朝、得旨、復增置三齋、曰節性、曰經德、曰立禮。共有二十齋。每齋有爐亭、大率可坐二十四位



會。題名板牌掛于東西二壁之上。既登第者、則以朱誌於其名之上、而名之下則批云、某年登科、或甲科、或釋褐、各以實書之。其爐亭東西二壁通身窓櫺、暑月即開窓櫺、以通爽氣。其北面實壁、以光齋板牌掛于北壁之上。二板牌書鄉貫姓字、掛于齋壁。

(譯)

學校の制度は、三代にわたって共通であり、みな人倫を明らかにするためのものである。漢代に學校が開設されてより、明帝、章帝の二帝に至って辟雍の制度は大いに整えられた。唐の太宗は學舎一千五百餘區を増築し、その後も歴代あい並び、みな學校を重んじた。宋初に太學を建てた際には、ただ十齋が有るだけであり、齋の名は、服膺、提身、習是、守約、存心、允蹈、養正、持志、率履、誠意といった。つづいて七齋を増設したが、觀化、貫道、務本、果行、謹信、時中、循理といった。其の後、學官が太學にさらに空地が有ることを理由に、再び朝廷に請い、旨を得て、さらに三齋を増



(注)

があり、『事林廣記』よりの轉載とするが、現存の『事林廣記』各本には見えない。

- (1) 爐亭—齋舎の北側の暖爐のある建物で、學生の集會所となっていたらしい。陳淳『北溪大全集』卷十「郡齋錄後序」に、「其齋相枕西南面。每齋中間爲廳、廳之左右各爲四大窗、而各裝截爲四閣間。廳之後爲爐亭、爐亭之左右爲小庖及浴室與圍舍。其外則以崇墉包之。後齋之面則對前齋之墉、一如太學之制也」とあり、この圖にはぼ等しい。岳珂『程史』卷二「太學祭齋牌」に「國學以古者五祀之義。凡列齋扁榜、至除夕必相率祭之、遂以爲爐亭守歲之酌」とあり、學生の集會や宴會が行われた。袁説友『東塘集』卷六「學宮諸生飲邀予與子野同之」其二に「孰知薄宦江湖去、頻夢爐亭餅飴香」とあるなど、南宋の士人が爐亭について述べた例は多い。
- (2) 學校之制—『孟子』「滕文公上」に「學校之制、三代共之、皆所以明人倫也」とある。宋代の太學の制度については、宮崎市定「宋代の太學生生活」(初出『史林』第一六卷第一號・第四號 一九三一、『宮崎市定全集』卷一〇 一九九二)、中島敏編『宋史選舉志譯注』(一)(財團法人東洋文庫、一九九六)を参照。
- (3) 自漢開設學校—『文獻通考』卷四二「學校考」に「(慶曆)四年、判國子監王拱辰等言、首善自京師、漢太學二百四十房、千八百餘室、生徒三萬人。唐學舍亦千二百間」とある。
- (4) 宋初建太學—太學が置かれたのは、仁宗の慶曆四年(一〇四四)のことであるが、ここでは南宋初の紹興十二年(一一四二)に臨安府學が太學とされ、さらに翌十三年に錢塘縣

西の岳飛舊宅に太學が再建された時を指す。

- (5) 誠意—關連記事1に「今は明善に改む」とあり、關連記事2では「明善」となっている。『事林廣記』の「誠意」が不注意による訂正漏れでなければ、咸淳年間(一二六五—七四)以前の記録にもとづくことになるう。
- (6) 謹信—關連記事1は「崇信、今は篤信に改む」、關連記事2は「篤信」とする。
- (7) 二十四位—徐鹿卿「清正存稿」卷五「重建六齋記」に「齋建爐亭、爲位廿四」とあり、二十四が定數であったようだ。
- (8) 筵會—應前につけて讀んだが、不自然である。この前後には脱誤があるかもしれない。
- (9) 題名—關連記事1、2によれば、題名を掲げる場所は爐亭ではなく、樓の東西壁である。爐亭の東西壁は窓になっていないはずなので、札を掛けるには不便であろう。しかし(九)參齋には「題名于爐亭」とある。注(1)の陳淳の記述にも樓は見えず、あるいは時代による違いで、樓は後で建てられたか。
- (10) 甲科—『書言故事』「科第類」に「第一甲及第、謂登甲科」とある。南宋では進士合格者は、第一、第二甲を進士及第、第三、第四甲を進士出身、第五甲を同進士出身とよんだ。
- (11) 光齋—太學出身の科擧及第者が出身の齋に歸り、宴を催すこと。出身の齋を光らせるという意味。『癸辛雜識』後集「光齋」に「太學先達歸齋、各有光齋之禮、各刻于齋牌之上。宰執則送眞金碗一雙、狀元則送鍍金魁星杯一、副、帥漕新除、各齋十八界二百千、酒十尊」、また『咸淳臨安志』卷十一「學校・齋舎」の「時中」の條に「番易程宏圖記、大魁光

齋、擢第而燕同舍生曰光齋」とある。

(12) 二板牌―題名の板牌と光齋の板牌の二種類をいうか、それとも二番目の札という意味か。譯は一應前者によったが、よく分らない。

(二) 學宮揭示・文公白鹿洞規

○父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信。右五教之目。堯舜使契爲司徒、敬敷五教、即此是也。學者學此而已。所以學之之序、亦有五焉。其別如左。

○博學之、審問之、謹思之、明辯之、篤行之。右爲學之序。學、問、思、辯四者、所以窮理也。若夫篤行之事、則自脩身以至處事接物、亦各有要。其別如左。

○言忠信、行篤敬、懲忿窒慾、遷善改過。右脩身之要。

○正其義、不謀其利。明其道、不計其功。右處事之要。

○己所不欲、勿施於人。行有不得、反求諸己。右接物之要。

(譯)

學校の揭示・文公白鹿洞規

○父子に親有り、君臣に義有り、夫婦に別有り、長幼に序有り、朋友に信有り。右は五教の項目である。堯舜が契を司徒に任命し、ついで五教を敷き及ぼしたのは、即ちこれを言うのである。學者はこれを學ぶだけであるが、これを學ぶための順序にはまた五つがある。その別は左のごとし。○博く學び、審らかにしらべ尋ね、慎んで思い、明らか辨別し、篤實に實行する。右は學問をする順序である。學、問、思、辯の四者は、眞理を究めるための方法である。篤實に實行するというのは、自分自身で修身に努めることから始まって、物事の處理、人との交わりに至るまで、またそれぞ

れに要點がある。その別は左の如し。○言は忠信に、行は篤敬に。怒りと欲望を抑え、過ちを改め、行いを新たにす。右は心がけや行いを正しくする要點である。○正義を行ふのに、利益を謀らぬ。道を明らかにするのに、功績を計らない。右は事柄を處理する要點である。○己の欲せざるところを人に施すこと勿れ。行いて得ざる。こと有れば、反つてこれを己に求めよ。右は人と交際する要點である。

(校)

○洪武本は、「博學」を「傳學」に、「正其義」を「正其誼」に、「勿施於人」を「勿施於人」に誤る。

(注)

(1) 文公白鹿洞規―白鹿洞書院は、廬山五老峰の東南にあり、唐の貞元年間、李涉兄弟がここに隱棲したのに始まる。南唐升元四年(九四〇)に廬山國學が建てられたが、その後荒廢したのを、淳熙六年(一一七九)、知南康軍となった朱子が再建し、「白鹿洞書院學規」を定めた(李才棟『白鹿洞書院史略』教育科學出版社 一九八九 參照)。またその太學での揭示については、理宗の淳祐七年(一二四七)三月に皇帝の御書という形で正式に太學に掲示されることになった。『咸淳臨安志』卷十一「太學・崇化堂」に「御書朱熹白鹿洞學規」また「淳祐七年三月丙辰、内出御書白鹿書堂揭示、賜國子監」とある。全文は『晦庵集』卷七四「雜著」にみえる。

(2) 堯舜使契爲司徒―『尚書』「舜典」に「帝曰、契、百姓不親、五品不遜、汝作司徒、敬敷五教在寬」とある。

(三) 學官

國子祭酒 國子司業 國子博士 太學博士  
 國子監丞 國子監簿 太學正 太學錄  
 國子正 國子錄 監書庫 監厨官

(注)

(1) 學官—『宋史』卷一六五「職官志・國子監序言」に「元豐官制行、始置祭酒、司業、丞、主簿各一人、太學博士十人、正、錄各五人」とあり、ここに擧げられる國子祭酒以下の學官の名稱は元豐官制以降のものである。

(2)

太學正・錄—『群書考索』後集卷十一「官制門・太學正錄」に「學正五人、學行學規凡諸生之戾規矩者、待以五等之罰。學錄五人、掌佐學正、糾不如規者。元祐三年罷、命官正錄以上舍、內舍生充。後復置。命官學正二員。紹聖改元、復元豐學制、命官學職悉仍舊焉。建炎三年省。紹興十二年復置、各一員」とあり、上舍、內舍生がこれに當たった。

(3)

監書庫—國子監書庫官の略稱。『宋史』卷一六五「職官志・書庫官」に「淳化五年判國子監李志言、國子監舊有印書錢物所、名爲近俗、乞改爲國子監書庫官。始置書庫監官、以京朝官充。掌印經史羣書、以備朝廷宣索賜予之用、及出鬻而收其直以上於官。元豐三年省。中興後併國子監入禮部。紹興十三年復置一員。三十二年罷。隆興初詔主簿兼書庫。乾道七年復置一員」とある。

(4)

監厨官—國子監厨官の略稱。『宋會要輯稿』職官二八「國子監」大觀四年八月一二日條に「國子監厨使臣、紹聖格止二員、崇寧後、來養外舍於辟雍、太學生員數少、厨事務頗簡、於崇寧四年添置一員、顯屬員凡可省。後來復置官一員」

とあり、使臣すなわち武官が擔當した。

(四) 前廊

學錄一(二)員 學諭八員 直學二員 教諭一員

(注)

(1) 前廊—學生を直接監督、教育する役目を擔う。また前廡ともいい、やはり學生が擔當する。『宋國子監圖』では中門を入った前庭の兩側に、學錄二、學諭五、直學二、教諭一の詰所が見える。學錄以下の員數は、時期、史料により變動が見られるが、本條の各員數は、『咸淳臨安志』卷十一「學校・前廡」に「學(學の誤りであろう)錄、直學位各二。學諭位八。教諭位一」とあるのに一致するので、「學錄一」は「二」の誤りである。なお元の『廟學典禮』卷五「行臺坐下憲司講究學校便宜」に、「在學儒人、除前廊舊舊皆亡宋登科貢舍之人、逐月朔望輪次講書外、東西序舊儒內、請每日登堂講通鑑一章、然後會食」とあり、これらの職名と制度は部分的に元でも沿用されたらしい。元代刊行の『事林廣記』に南宋の制度が記載されているのは、そのためであろう。

(五) 逐齋

齋長一員 齋諭一員 集正一員

(注)

(1) 逐齋—齋ごとに、の意味。各齋に、齋長(寮長)、齋諭(副寮長)、集正(事務擔當)が一名ずついることになる。これも學生が擔當した。

(六) 生員

太學生一千員 國子生二百員 內舍生一百員

(校)

○故宮本は「二百員」を「三百員」とする。

(注)

(1) 太學生―時期、史料により數に變動が見られるが、『宋會要

輯稿』職官一八「國子監」紹興十六年七月十一日條に「詔已降指揮、太學生以一千人爲額」とある。

(2) 國子生―國子監には在朝の官員の子弟が入るが、實際には

太學に寄留していた。

(3) 內舍生―『建炎以來朝野雜記』甲集卷十三「太學養士數」に、

「紹興中詔、以七百人爲額、上舍生三十員、內舍生百員、外舍生五百七十員」とあり、『宋史』卷一五七「選舉志」も同じで、その後「又詔三年一試、增至千員」とする。ここでは上舍生と外舍生が脱落しているか。

(七) 武學

學正一員 掌儀一員 直學一員

(注)

(1) 武學―『宋史』卷一六五「職官志・武學」には、「紹興二十六年

年詔、武學博士、學諭各置一員。內博士於文臣有出身或武舉出身曾預高選充。其學諭差武學人、後又除文臣之有出身者」とあり、ここの記述と合わない。

(八) 職掌

學錄掌規矩及給暇。凡學校之事、分東西廊、各任一人、掌之。○直

學主學生出入門簿、及治齋僕之不職者。○學諭輪講小經、輪月出題目。○教諭在中門外、教小學生。○長諭點檢本齋供課、更革會議、彈其不遵規矩者。○集正掌本齋一月出入之費、凡齋衆納同置器皿、書籍及會食筵會之事、謙(兼)掌官書借借登簿簿書。月內有引簾試者、代長諭引新參者、至崇化堂而反。凡節序會食及公私試中光齋者、參假者、皆掌其事。偶合用而乏錢、則集正自措置應用、俟有錢則支還。

(譯)

職務内容

學錄は規則及び給暇を掌る。すべて學校の事は、東西廊に分けて、それぞれ一人を任命し、これを掌る。○直學は學生の出入の門簿をつかさどり、加えて齋僕の職務を果たさない者をただす。○學諭は順番に小經を講義して、月ごとに交代で問題を出す。○教諭は中門の外に在って、小學生を教える。○齋長、齋諭はその齋の供課を點檢し、變更事項に關する會議をし、規則に遵われない者を取り締まる。○集正はその齋の一月の出入の費用、すべて齋の學生が共にお金を納めて買った器皿と書籍、および會食・筵會の事を掌り、さらに官有書籍の買い置きと貸し出し、返却遲延の帳簿を掌る。月内に簾試を受験する者が有れば、齋長、齋諭に代わって新參の者を引率し、崇化堂に至って歸る。すべて節日の會食や公私試に合格して同齋の者と宴會する者、休暇から歸って報告する者など、みなその事を掌る。たまたま必要であるのにお金が不足していれば、集正は自ら工面して用立て、お金が入った時に返してもらふ。

(校)

○成化本は「謙」を「兼」につくる。

(注)

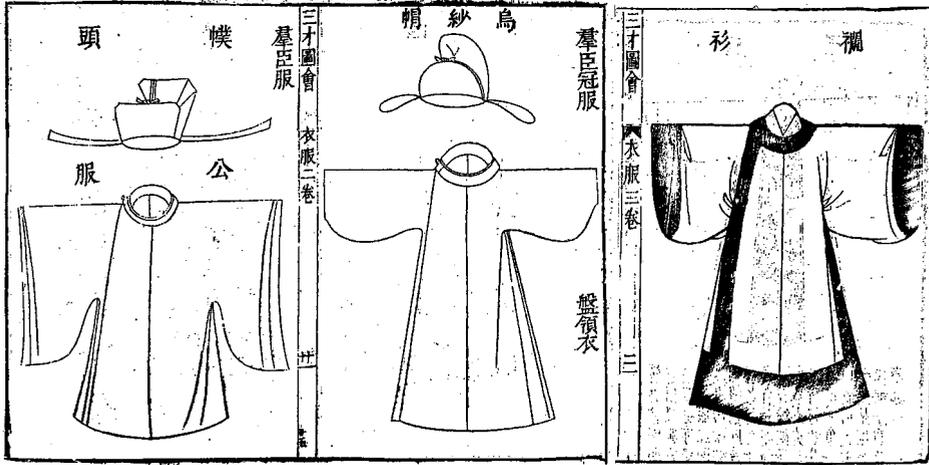
- (1) 學錄—『宋史』卷一六五「職官志・國子監」に「正錄學、舉行學規、凡諸生之戾規矩者、待以五等之罰、考校訓導如博士。職事學錄五人、掌與正、錄通掌學規」、また『咸淳臨安志』卷十一「學校・前廡」に「學錄二員、與正錄通治其事、學諭以下隸焉」とある。
- (2) 直學—『宋史』同右に「直學四人、掌諸生之籍及幾察出入」とある。
- (3) 齋僕—學生のための雑用をする下僕。『朱子語類』卷一〇九「論取士」に、「向者三舍之弊、某嘗及見老成人說、劉聘君云、縣學嘗得一番分肉、肉有內舍外舍多寡之差、偶齋僕下錯了一分、學生便以界方打齋僕、高聲大怒云、我是內舍生、如何却只得外舍生肉」とあり、食物の世話もしたらしい。老齡のため退役した軍人などが務めた。宮崎市定「宋代の太學生生活」参照。またこのほか胥長、胥左、貼書が置かれていたことが『宋會要輯稿』職官二八、孝宗隆興元年七月二十六日條に見える。
- (4) 學諭—『宋史』同右に「學諭二十人、掌以所授經傳諭諸生」、また『咸淳臨安志』同右に「學諭八員、敷經訓、命課題、長諭以下隸焉」とある。
- (5) 小經—卷数の少ない經書。唐代では、『新唐書』卷四四「選舉志」に「易、尚書、春秋公羊傳、穀梁傳爲小經」とあるが、宋代では論語と孟子を指した。『朝野類要』卷二「舉業・治經」に「春秋兼三傳、易書詩一禮、各以一經、仍各兼語孟、謂之小經」とある。
- (6) 教諭—『宋史』同右に「小學、置職事教諭二人、掌訓導及考校責罰」、また『咸淳臨安志』同右に「十五以下入小學、則置教諭一員」とある。
- (7) 長諭—『宋史』同右に「凡八十齋、齋置長諭各一人、掌表率齋生。凡戾規矩者、糾以齋規五等之罰、仍月考齋生行藝、著于籍」とある。
- (8) 更革會議—會議を更革す、と讀みたいところだが、意味が分からない。譯は假のものである。
- (9) 集正—『宋史』同右に「集正二人、掌籍諸生名氏、糾程課不逮者」とある。
- (10) 借借—「借」は「措」に同じ。買い置くことと借りること。また「借措」とも言う。『東京夢華錄』卷四「皇后出乘」に「左右兩軍自有假賃所在、以至從人衫帽衣服從物、俱可賃、不須借措」とある。
- (11) 登帶—税金などを滞納すること。ここでは借りた本を返さないこと。周必大『文忠集』卷一四二「論詳議明堂赦書」に「諸路刑獄有觀望淹滯、累歲不能決者。州縣賦稅、有輕重不均、若登帶積缺、名存實亡者、版曹憲部皆可稽考」とある。箒試—入學試験である補試合格後に行う再試験。不正な手段を用いて入學してくる學生を排除するため、長官自らが行う。『朝野類要』卷二「舉業・箒試」に「補試中者、再於長官箒前試一次、治經人作語孟義、詞賦人作省題試、優者行食」とある。南宋の進士試験は、經義進士と詩賦進士に分かれていたため、ここでも治經人と詞賦人に分けて試験するのである。『宋史選舉志譯注』(二)三九九頁参照。
- (13) 崇化堂—太學の中庭にある講堂。『宋國子監圖』参照。
- (14) 參假—休暇を終えて職務に復歸すること。司馬光『傳家集』

卷五二「辭接  
續支俸劄子」  
に「伏望聖慈  
許臣依條百日  
外任支請受、  
候參假日依  
舊、庶使臣得  
安心養疾、保  
全微軀」とあ  
る。

(九) 參齋

初參齋、例具欄幙、  
齋僕具名刺每齋二  
枚、引至齋廳相見、  
納齋用錢十七千、方  
引簾試。次日行食。  
行食日、別具刺參前  
廊。未行食前、雖出  
不書門簿、及不請  
假、出入以欄幙。行  
食後、以衫帽。每本  
齋候新參名數畢、方  
以齒題名于爐亭。

(譯)  
はじめて齋舎に入る



はじめて齋舎に入る時には、通例として欄幙を身につけ、齋僕が  
名刺を齋ごとに二枚ずつ備え、引率して齋廳に至り齋衆と初対面の  
挨拶をし、齋用錢十七貫を納めてから、簾試を受験させる。次の日は  
官給の食事をする。食事をする日には、別に名刺を持って前廊に挨拶  
する。食事をするまでは、太學より出る際にも門の帳簿に記名せ  
ず、また休暇の届けも出さず、出入には欄幙を身につける。官給の食  
事をした後は、衫帽を身につける。各齋ごとに新參の名前と人数が  
揃うのを待って、はじめて年齢順に爐亭に名を連ねる。

(注)

(1) 欄幙—『宋史』卷一五三「輿服志」に「欄衫、以白細布爲之、  
圓領大袖、下施橫欄爲裳、腰間有辟積。進士及國子生、州縣  
生服之」、また「幙頭。一名折上巾、起自後周、然止以軟帛  
垂脚、隋始以桐木爲之、唐始以羅代綸。惟帝服則脚上曲、人  
臣下垂。五代漸變平直。國朝之制、君臣通服平脚、乘輿或服  
上曲焉。其初以藤織草巾子爲裏、紗爲表、而塗以漆。後惟以  
漆爲堅、去其藤裏、前爲一折、平施兩脚、以鐵爲之」とある。  
『三才圖會』衣服三卷に欄衫、衣服二卷に幙頭の圖を載せ  
る。

(2) 齋用錢—『宋會要輯稿』職官二八「國子監」英宗治平三年四  
月條に「是月、國子監直講黎史言、(中略) 檢會祥符年本監  
奏、稱六典學生初入學、行束脩之禮於其師。國初以來、但補  
爲生員、即納束脩二千、屬監司公用」とある。太學生の束脩  
については資料がほかにない。『宋史』卷一七一「職官志・  
奉敎」によれば、内殿承制の俸給が十七千である。千は千  
文、すなわち一貫。

(3) 行食—官給の寮の飯を食うこと。國子生には支給されな

かった。

(4) 衫帽—『宋史』卷一五三「輿服志」に「帽衫。帽以烏紗、衫以帛羅爲之、角帶、繫鞵。東都時、士大夫交際常服之。南渡後、一變爲紫衫、再變爲涼衫、自是服帽衫少矣。惟士大夫家冠昏祭祀猶服焉。若國子生、常服之」とある。『三才圖會』衣服二卷に烏紗帽の圖がある。

(十) 供課

逐旬一課。上旬賦義、中旬論、下旬策。前廊具課題申學官。學官判示、貼于大門。諸齋僕各銀貼于爐亭。凡催課在學官嚴緩、大率俵前課即催後課。不登即決齋僕。並先經齋長諭及前廊書名、方呈學官。課簿係齋僕就集止請錢置。

(譯)

宿題  
十日ごとに一課、上旬は詩賦か經義、中旬は論、下旬は策を課す。前廊が課題を學官に具申し、學官は決裁して大門に掲示する。齋僕はそれぞれ書き寫して爐亭に貼る。すべて宿題の催促は學官によって厳しさの程度が異なるが、だいたい前の宿題の點數を分け與えてから後の宿題を催促する。提出しなければ齋僕を罰する。いづれもまず齋長、齋諭と前廊の署名をへて、はじめて學官に提出する。宿題の帳簿は齋僕が集止からお金をもらって買っておく。

(注)

(1) 供課—『朝野類要』卷二「供課」に「州縣學生分旬習試三場、各給冊子供早。上庠亦然」また、『續資治通鑑長編』卷四六六、元祐六年九月庚寅條に「禮部言、(中略)今欲令生員遇

有請益、許見長貳。逐旬遇三日、學諭出題、內詩賦論許於經

史子通出、集長諭解說、歸齋告諭諸生、次日早食鼓前納、旬終送博士點檢。仍開召生員、以所納齋課、於講堂上指諭、委博士逐月遍巡所隸齋、詢考學生所業」とあり、三日、十三日、二十三日に題が出て、翌朝提出することが分かる。

(2) 俵前課—俵は俵散、配りあたえること。供課は採點して點數をためてゆくので、その點數をあたえることか。この部分よく分らない。

(3) 不登即決齋僕—登は進と同じで、提出することか。ただしなぜ齋僕が處罰されるのか分らない。誤脱があるかもしれない。

(十一) 私試

逐月一試、以孟仲季月分試三場。惟二月內事冗不試、以後月追引。遇公試月則免。先一日鎖院、前廊出宿于外。次日引試、會于東西南三序、內舍別限于東序之北以幕匝之。試日禁懷挾、學官惟司業不與考校鎖院、五日後、司業入學、開榜。例闕第一等、每十名取一人、不及數亦取一人。

(譯)

私試

月ごとに一回試験し、孟、仲、季月に分けて三場(賦義、論、策)を試験する。ただ二月のみは學内の事務多忙のため實施せず、後の月に追試を行う。公試の月と重なった場合は免除する。試験の一日前に試験場を閉鎖し、前廊は學外に出て宿泊する。次の日の試験は、東西南の三方の廊下に集まり、内舍の私試は別に東の廊下の北を區切つて幔幕をめぐらし、そこで行う。試験日は書物の

持ち込みを禁じ、學官はただ司業だけが採點、試験場の閉鎖に與らない。試験開始の五日後、司業は學校に入り、成績を揭示する。通例として第一等は闕番とし、十名ごとに一人を取り、十名以下であつてもまた一人を取る。

(注)

(1) 私試—『癸辛雜識』後集「成均舊規」に「太學私試、以孟仲季月分爲三場、或司成無暇、則併在歲晚。有公試則無私試、試爲監中司成命題、就差學官充考校封錄之職、不復經由朝廷。至第三日即揭曉、每十人取一人、孤經則三三人亦取二名。第一等常缺。第二等謂之放等、魁當三分、第二名二分半、第三等魁二分、率從第二三取起、魁二分、第二第三二分半、第四第五一分三釐、餘立一分」とある。

(2) 鎖院—不正防止のため、採點場を閉鎖して外部との連絡を絶つこと。『宋會要輯稿』崇儒一、淳熙十五年七月二十三日條に「國子祭酒何澹言、竊惟太學興建之初、月書季考未甚嚴密。逮至紹興二十七年、因本監長貳申請、始建指揮、每月私試並依貢舉條制、鎖院考校。仍不得過十數日內。監試官引試終場畢、先次出院、候考校畢、入院放榜。自後每月率以爲常」とあり、紹興二十七年以降、私試にも科擧の條制が適用され、鎖院が行われた。また『朝野類要』卷二「擧業・私試」に「毎月試一場。凡滿季計三場、謂孟月本經、仲月論、季月策、並鎖院於前廊、以學官主文考校、唯公試之月免」とあり、前廊が鎖院(採點場)となつたことが分かる。そのため前廊にいる學錄、學諭らが外に出るのである。

(3) 禁懷挾—書物の持ち込み禁止。『建炎以來朝野雜記』甲集卷十三「取士・鐙挾」に「鐙挾之禁、近歲惟國子監及南省行

之、若兩浙漕司則雖禁鐙、而已弛挾書律矣。其他那國秋試、率達旦乃罷、雖類省試亦然。紹興二十九年、王瞻叔護試、始復禁之、然習俗已久、雖令不行、今秉燭挾書如故」とあり、あまり嚴格には行われていなかったらしい。なお『續資治通鑑長編』卷六十、景德七年七月丙子に、「除官韻略外、不得懷挾書策」とあり、官定の「禮部韻略」の持込は許された。

(十二) 公試

以二三月晦朔爲率、引試二日。初日詩賦、義伍道。次日論策各一道。差外官主文、以學官二人參考。察懷挾甚嚴。試日、士子各具欄幙、揭大廳簾向拜、考官具公裳答拜訖、方出題目。奏號後、御史下貢院監開卷。每十人取一人、第一等多闕、第二等視就試人數、四百人取十人、逐等倍之。

(譯) 公試

二、三月の晦日と朔日を基準として、二日間試験を行う。初日は詩賦か經義を五道、次の日は論策をそれぞれ一道試験する。學官以外官を派遣して採點責任者とし、學官二人に手助けをさせる。持ち込みの検査は非常に嚴格である。試験日には、受験生はそれぞれ欄幙を身につけ、大廳の簾を掲げ、試験官に向い拜禮し、試験官は公服を身につけ答拜する。それが終わって、はじめて出題する。點呼を取った後、御史が貢院に下つて答案を開くのを監視する。十人ごとに一人を取り、第一等は多く闕番とし、第二等は試験に参加した人數を考慮して、四百人ごとに十人を取り、以下等ごとにこれに倍する人數を取る。



で満年になっていない者は、公試、私試において第一位となったとしても、点数はつけない。さらにたとえその年で満年となり、その春の公試で上位の成績を修めたとしても、ただ点数を得るのみである。ただ在學期間が長くまだ校定に當てられない者だけは、まず公試で第二等の成績を得たなら、その年度に限って、私試に三度合格すれば、内舎に升補され、來年の公試を待たずにすむのである。

(注)

(1) 外舎―『癸辛雜識』後集「成均舊規」に、「有外校、次年公試中第二等、謂之人等升、又謂之正升。或外舎成校人、前一年已中第三等、本年再中第三等、謂之本等升。或外舎成校人、前一年中第四等、本年中第三等、謂之進等升。若先在三而今在四、謂之退舎、不能成事。此外又有追補法。前一年或不成校、本年忽中公試第二等、名爲入等。却用本年私試、二場並得、如中魁、亦當一場、謂之追升、可以陳乞追升内舎。或止中兩場則無用」とある。この條で、校定がなくとも、公試で第二等となり、かつその年の私試に三度合格した者は升補されるというのは、『癸辛雜識』に言う入等と追升に相當する。したがって『癸辛雜識』の「二場並得」は、「三場」の誤りであろう。

(2) 分數・校定―供課、私試の成績と素行點を合わせた平常點。この點數が一定の基準以上に達すると、年度評定である校定を得られる。さらに翌年の公試で第二等になれば、内舎にあげられる。もし公試が第三、第四等でも次の年の公試が第三等であれば、やはり升補できるが、前年が第三等で翌年が第四等の場合は退舎させられるのである。校定に

關しては、『建炎以來朝野雜記』乙集卷十六「太學生校定新制」に、「京都舊法、太學外舎生二千名校定百人、内舎一人(一作三百人)校定三十人、仍分優平二等」とある。

(3) 今年雖是滿年―第一年度に公試に合格しても点数があたえられるだけで、翌年の公試の時にはじめて校定がもらえるということか。

(十五) 内舎

外舎生第一年滿年、分數及等、謂之校定。次年公試中第一(二)等、則升補。當日行内舎食、自後亦赴私試、爲内舎校定。三黜則退降外舎。凡一年中内舎平等校定六七十人、優等校定三人。設有一人與第三人事體同、亦就中較其優劣。

(譯)

内舎

外舎生が第一年で満年となり、点数が合格ラインに達することを校定といい、次の年の公試で第二等の成績を得れば内舎に升補し、その當日、内舎の食事が支給される。その後また私試に赴いて、内舎校定となる。しかし私試に三度不合格となれば外舎に降格される。すべて一年に内舎の平等校定となる者は六七十人、優等校定となる者は三人である。たとえある人が第三位の人と同じ成績でも、その中で優劣を較べて(必ず優等校定は三人だけにす

(注)

(1) 内舎―『朝野類要』卷二「舉業・内舎」に、「入上庠、宗學者、皆外舎生。若校定滿年行食分數之人、如公試中等、即依例陞補内舎、與公試榜同出、自後方得爲長論。若内舎私試連三次

不中者、降爲外舍」、また『癸辛雜識』後集「成均舊規」に

「以升補做内舍校定者、一年止有兩試。一試中則又試兩試、若一年兩試俱失、謂之折脚、不復試第三試。以三試不中、則當退舍」とあるのは、この記述と一致する。

(2) 公試中第一等―前條にあるとおり公試には第一等はない。第二等の誤りであろう。

(3) 優等校定三人―『癸辛雜識』後集「成均舊規」に、「當年開有内舍優校、内優三人、當年積八分以上者、可成。舍試次日白(?)分已上者、不可成。偶舍試當年分人多、亦止以三人爲限、第四名縱積十分、亦不理」とあり、第四等の者が成績がよくとも、優等は必ず三人に限ったことが分かる。なお同書に、「新升内舍一年無兩升、縱當年上舍試入優、止理爲内舍校定、不可升上舍。内舍一年無三色試、已試公試者、不許赴私試、已試私試者、不許赴公試」とあり、内舍生は一年のうちに私試と公試の雙方を受けることはできず、必ず二年以上在學しなければならなかった。おそらく二年で私試と公試を分けて受け、その間さらに二年に一度行われる上舍試を受けるのである。『三色試』は、この三種の試験を指す。

(十六) 上舍

率毎歲一試、例不出季秋之月。主文係奉朝旨差外官、亦點差學官一員。其法重於他試。每試只分優等平等、雖中優而前試無分、不得爲優校。何者、一年内只有優校三人、皆以是年公私試分數校定、雖不得爲優校、亦不失爲平校。凡優校人試中優即釋褐。若有三四人則取分多者一人爲狀二元。中平即免省赴殿。不中謂之下等上舍、後三年、方免省赴殿。平校人中優即免省赴殿。

(譯) 上舍

おおむね一年(二年)に一試、通例として九月を越えない。試験官は朝旨を奉じて遣わされた外官が擔當し、また學官一二員が指名され派遣される。その法は他の試験より嚴重である。毎回の試験ごとにただ優等、平等を分けるだけである。優等の成績を修めたとしても前回の試験で點數を得ていなければ、優校となることはできない。なぜならば、一年の内に優校は三人のみであり、皆なこの年までの公試、私試の點數で校定となるからである。しかし優校とはなれなくとも、平校にはなれる。すべての優校の人が試験で優等の成績を収めたならばただちに仕官する。もし三四人いたならば點數を多く取った者一人を狀元とする。平等の成績を修めたならば省試を免じられて殿試に赴くこととなる。合格しなかったならばこれを下等上舍といい、三年後に、はじめて省試を免じられ殿試に赴くこととなる。平校の人が優等の成績を修めたならば、ただちに省試を免除され殿試に赴くこととなる。

(注)

(1) 上舍―ここで述べられているのは上舍試のことである。『癸辛雜識』後集「成均舊規」に「上舍試每三人取一人、優等十人、賦三、書二、餘經各一。通榜魁十分、亞鼎各九分、餘七名並八分、平等六分」、また「若以優中優則謂之兩優狀元。其試兩年一次、率在季秋。聖旨差官、命極難之題、重於省試。優校赴舍試如不中、守三年後徑到殿。中平即免省到殿」、平校人赴舍試中優即赴殿」、さらに「謂如内舍優校人又中上舍試優等、以優中優、皆是釋褐」とあり、上舍試の成績も優平の二等に分れ、もし内舍校定が優で上舍試も優な

らばただちに仕官、校定が優で上舎試が平か、または校定が平で上舎試が優ならば、省試を免ぜられ殿試のみ受け、校定が優でも上舎試が不合格ならば三年後に殿試を受けるのである。

(2) 毎歲一試—『癸辛雜識』同右に「其試兩年一次」、また「朝野類要」卷二「舉業・上舎」にも「内舎校定分數人、兩年一次試陞上舎。凡九月内鎖院三場以優等平等取人。其法嚴於省解也」とあり、二年に一度の誤りと思える。

(3) 是年公私試—(十五)内舎の注(3)で述べたように、内舎生は一年のうちに私試と公試を同時に受けることはできない。したがってこれはその年まで二年間の公私試と解すべきであろう。二年とも優の成績なら優校となるが(ただし三人のみ)、本年のみ優ならば平校となる。

(4) 下等上舎—上舎生は成績によって三等に分れる。校定と上舎試が共に平か、校定が優で上舎試が不合格の者が下等上舎(三年後に殿試)、校定と上舎試が一優一平であれば中等上舎(殿試のみ)、校定と上舎試が共に優であれば上等上舎(仕官)である。『癸辛雜識』同右に、「或前一年已有平校、本年有平等、上舎試入兩中舎試平等已上謂之俱平、或一優一否、皆爲下等上舎。謂如内舎優校人、試入上舎試平等、或上舎平校人試入上舎優等、當舉免省到殿。元有求免人理作升甲用、已升甲者升名、謂之一優一平爲中等上舎。謂如内舎優校人又中上舎試優等、以優中優、皆是釋褐、不拘名數、先賜進士出身、謂之上等上舎、法注教官。續有此附黃甲第三人恩例、注推官、自方熙孫始」とある。

(十七) 釋褐

凡上舎、内舎分數俱優者、謂之兩優。學官、司業、祭酒連銜以姓名保奏、取旨、特賜釋褐出身、就大成殿下、脫去太學巾裏、換以綠袍。只就殿下謝恩、卽辭學官而出。其恩例與正奏甲科等。

仕官

すべて上舎、内舎の點數が俱に優である者を兩優と謂う。學官、國子司業、國子祭酒は職名を連ねて、その者の姓名を保證して奏上し、皇帝の意向をうかがって、特別に釋褐出身を賜い、大成殿の下で、太學生の頭巾衣服を脱ぎ、綠袍に着替え、そのまま大成殿下において皇帝の恩を謝し、ただちに學官に暇乞いをして太學を出る。其の恩例は正式に奏名した甲科合格の進士に等しい。

(注)

(1) 釋褐—平民の衣服である褐衣を脱いで、官服を着ること、すなわち仕官すること。太學でのその儀式については『癸辛雜識』後集「成均舊規」に、「釋褐恩數成而優者謂之狀元。擇日於崇化堂、鳴鼓集衆諸生、兩廊序坐。學者穿兼立堂上、狀元亦欄幘立、同舎班俛揖。揖訖詣堂下香案前面、東南望闕謝恩、跪受勅黃、再拜。次入幕、換公裳。其所換下之衣、盡爲齋僕持去、以利市。再次詣階上面、西北再拜謝恩畢、與學官同舎講拜者再。次詣忠文廟、次詣直舎通門、狀謝學官、亦止稱其(某)齋學生、再拜。遂歸本齋團拜。次詣諸齋謝、亦稱同舎生、不書齋名。禮畢到堂上換衫帽、與學官相見交賀。監中備酒七杯、次本齋三杯訖、臨安府差到客將備轎馬從人差(差)帽、迎至祥符寺狀元局」とより詳しい描寫がある。ただし儀式が行われる場所を大成殿ではなく、崇化堂とし

ている。

(2) 綠袍—『事物紀原』卷三「釋褐」に、「宋朝會要曰太平興國二年正月十二日、賜新及第進士諸科呂蒙正以下綠袍靴笏、非常例也。御前釋褐、蓋自是始」とある。綠袍は、宋代では八九品の公服であった。

(3) 恩例與正奏甲科等—進士は殿試の段階で、長年の不合格者または老人を對象とする特奏名進士と、それ以外の正奏名進士に分けられた。荒木敏『宋代科擧制度研究』(同朋舎一九六九)第三章「殿試」第二節一「正奏名及び特奏名」參照。『癸辛雜識』は先の記事につづいて「初任文林郎、節察推官、視殿試第三人恩例」、また『建炎以來朝野雜記』甲集卷十三「取士・釋褐狀元恩例」には「舊制、太學上舍生積校已優、而舍試又入優等舍、就化原堂釋褐、號釋褐狀元、例補承事郎、太學正・錄。」とある。文林郎は從九品上、承事郎は正八品の文散官である。

(十八) 國子

係父兄叔伯在朝、而子弟來入學者、解試六人取一人。補試看人數多少、臨時取旨、幾人取一人。多不過五人、少不過三人。凡國子入學而父兄叔伯去任者、則移入國子生額。凡國子只許試外舍校定、如合升舍、則不該升、名曰寄理內舍、疎無人在朝、方許升補。凡國子不得充齋長諭。

(譯)

國子監生

父兄や叔父伯父が朝廷の職に就いていて、その子弟で國子監に入學した者は、解試では六人ごとに一人を取る。補試においては受

驗人數の多少を考慮し、その時々皇帝の意向をうかがい、數人のうち一人を取る。多くとも五人を越えず、少なくとも三人を下回らない。すべて國子監に入學して父兄、叔父伯父が任を去った者は、國子生の枠に移し入れる(?)。國子生はただ外舍校定となることだけが認められ、もし升舍が可能な成績であっても、升舍には當たらず、寄理內舍と名づけ、父兄、叔父伯父が朝廷を去ってから、はじめて升補が許可される。すべての國子生は齋長・齋諭には充てられない。

(注)

(1) 國子—北宋では、國子監への入學資格は七品以上の官の子弟であったが、南宋では行在の職事官、釐務官の子弟も試験を経て國子監に入學できた。また七品以上の清要官の子弟は、無試験で待補國子生となり、兩者ともに解試の受験資格をあえられた。ただし太學に寄寓し學内試験を受けるだけで、父兄が在朝の官を去るまで正式の太學生にはなれなかった。『建炎以來朝野雜記』甲集卷十三「國子監試法」に「國子監生員、皆胄子也。舊制、行在職事官同姓總麻親、釐務官大功親、聽補試入學。每三年科場、率參人而取一、若未補中則七人而取一焉。然太學生皆得以公私試積校、定分數升舍、惟國子生以父兄嫌、但寄理而已。須父兄外補、仍移入太學而後得升」、また『宋史』卷一五七「選舉志三・學校試」に、「在朝清要官、許牒期親子弟作待補國子、別號考校。如太學生遇有期親任清要官、更爲國子生、不預校定升補及差職事、惟得赴公私試。科擧則混試焉」とある。清要官とは『宋會要輯稿』職官二八「國子監」乾道二年六月十四日條によれば太學博士、館(閣)及び監察御史(從七品)以上であ

る。『宋史選舉志譯注』二「學校試」参照。

(2)

解試—國子監解試のこと。『建炎以來朝野雜記』同右に「每三年科場、率參人而取一、若未補中則七人而取一焉」とあり、國子生は三人に一人、待補國子生は七人に一人の合格率であった。ここに六人に一人というのは、待補國子生のことか。なお『癸辛雜識』後集「成均舊規」に「太學解試、與舍試無相干。太學十人取三人、若參未滿年、七人取一人、係不滿年太學生」とあるのは、数が『建炎以來朝野雜記』に一致するところからみて、太學ではなく、國子監のことを言ったようである。國子監解試については、荒木敏『宋代科舉制度研究』第一章「解試」第七節「國子監解試」参照。

(3)

補試—こちらが國子監に入るための試験。『建炎以來朝野雜記』同右に「慶曆二年三月、傅景仁在翰苑建言、國子生員名偽濫、請自今職事官期親、釐務官子孫、乃得試補。從之」とある。ただしその合格率について述べた資料はほかにない。なお太學の入學試験も補試といい、これには受験資格を制限しない混補と制限のある待補という二つの方法が南宋ではあったが、國子監の補試には、このような區別はなかったであろう。

(4)

凡國子入學—この記述は明らかに矛盾している。父兄叔伯が任を去った場合は、國子生は正規の太學生になるし、逆に太學生の父兄叔伯が朝官になった場合は、注(1)の『宋史』「選舉志三」にあるように、國子生になるのである。脱誤があると思える。

(5)

寄理—名目だけ寄留すること。注(1)の『宋史』「選舉志三」に「不預校定升補及差職事」とあるように、この間は昇

格できず、齋長など役職にもつけない。また『癸辛雜識』後集「成均舊規」に「國子生寄理法、國子生入者、升補內舍、謂之寄理內舍。升補上舍、謂之寄理上舍。未許行正食、止借一日食而已。升中等下等上舍、合後到殿者、未許到殿、直待元牒主補外方、理爲正行食、及許到殿。以此牒官有請一月或半月暇者、蓋欲其早成事故耳」とあって、食事も支給されなかったらしい。

(十九) 迎駕

駕出前一日於貢院前西畔、設學官起居幕次、二十齋各設次於東畔空地、每齋各幄幕。雞初鳴、諸齋生各員欄柳、聞堂上鳴鼓而行、從循理齋前門出詣起居所。除官厨辦饅頭三枚早點心外、每齋各備酒。迎 駕畢、於貢院前兩廊、各備床椅鍋竈、任意烹飪下酒之物。大率五盃、飯畢、從容祇候、聖駕回乃反。次日如初禮。

(譯)

皇帝の行幸を迎える

皇帝がお出ましになる一日前に貢院の前の西側に、學官が起居する幕舎を設置し、二十の學齋はそれぞれ場所を東側の空地に設け、齋ごとに幕を張る。明け方前、すべての齋生はそれぞれ欄柳を身につけ、堂上に太鼓が鳴るのを聞いてから出發し、循理齋の前門から出て起居所にいたる。官の厨房が饅頭三箇を朝食として準備する以外に、齋ごとにそれぞれ酒肴を備える。皇帝のお迎えが終わると、貢院の前の兩廊においてそれぞれ椅子や鍋、竈をしつらえて、自由に酒の肴を煮炊きする。だいたい酒を五盃飲んで、食事が終われば、のんびりと皇帝をお待ちし、皇帝がお歸りになると太學にもどる。翌日も前日の儀禮と同じである。

(校)

○成化本は、「駕」と「聖駕」の二箇所を改行する。故宮本は内閣本と同じく、「駕」の前を一字空格にし、「聖駕」はもともと行の頭に來ている。

(注)

- (1) 迎駕—皇帝が太學の西側にある孔子廟に行幸するのを迎えるのである。太學行幸は、南宋では高宗の紹興十四年(一一四四)以來しばしば行われ、『咸淳臨安志』卷十一「學校・太學」には、その時に出された行學詔を載せる。また『宋會要輯稿』職官二八「國子監」崇寧三年十月六日條に「陳設有司豫設皇帝行禮御幄於廟殿之東南向、又設宰臣已下從官及禮部、祠部郎中、太常講筵官、本監并太學官幕次於國子監門外近東、量地之宜。至日、太常設邊豆酒爵香燈等、各於神位前、如儀行事。其日皇帝服靴袍、乘輦將至、禮部、祠部郎官、太常、本監并太學官、學生迎駕」とある。その時に行われる儀禮の次第については『武林舊事』卷八「車駕幸學」に詳しく、皇帝による御課題による試験などがあつた。
- (2) 貢院—主として省試を行う試験場。南宋の貢院は、杭州の御街の北、觀橋の西にあり、太學の東北にあたる。『武林舊事』卷八「車駕幸學」に、「先期三日、儀鑾司及內侍省官至國子監相視、八廂亦至學中搜檢。次日、諸齋生員盡行般出、學外安泊、各齋門並用黃封」とあり、前日に學校を出て泊まるが、その場所が貢院の門前であることが、これで分かる。
- (3) 欄柳—柳は諸字書に見えず、意味不明。ただし國子生らの正式の服裝は欄幙であつた。(九) 參齋の注(一) 參照。
- (4) 循理齋—太學内のもつとも北東にある學齋、その東に監東

門がある。「宋國子監圖」參照。太學から北東にある貢院に行くには、この門を出るのが便利であらう。

- (5) 如初禮—『儀禮注』「士昏禮」に「賓執鴈請問名、主人許賓入、授如初禮」など儀禮關係の記述の常套語で、似た儀禮を繰り返す場合、最初のようにすること。ここでは皇帝の行幸が翌日にもあつたので、前日と同じということか。

(二〇) 釋奠

祭酒、司業、太博、國博、國正、國錄、監察御史、太常郎官等行禮。初奠及中終獻各一人、東西從祀各三人、十哲二人、讀祝、薦幣各一人、御史官一人不服祭服、惟糾彈不敬者。凡導獻官進退跪拜獻奠、皆太常之人先奏大成樂、而後獻事。奏樂之式、樂工數人歌、御製文宣王贊于上。編鐘、磬、笙、簫、瑟、次奏祀合歌。每齋五人助享、欄柳序立于大門之内、皆北向。其拜視獻官、卒事而退。

(譯)

孔子のお祭り

國子祭酒、國子司業、太學博士、國子博士、國子正、國子錄、監察御史、太常郎官などが禮を行う。初奠および中、終獻にはそれぞれ一人、東西從祀にはそれぞれ三人、十哲には二人、祝文を讀むのと幣物を薦めるのにはそれぞれ一人が當たる。御史官一人は祭服を着用せず、ただ儀禮に違反した者を取り締まる。すべて獻官の進退、跪拜、獻奠を導くには、みな太常の者が先に大成樂を奏してからことを終える。音樂を演奏するやり方は、樂工數人が御製の文宣王贊を堂上で歌い、編鐘、磬、笙、簫(大きな鐘)、瑟が次に祭祀の歌を合奏する。齋ごとに五人が祭祀を手傳い、欄柳を着用して大門の内に順序通りに立ち並び、みな北面する。その拜禮は、獻

官にならって行い、祭祀が終了すれば退く。  
(校)

○成化本は、「御製」で改行する。

(注)

(1) 釋奠—孔子に「對する祭り、二月と八月の上丁日に行う。

『朝野類要』卷一典禮・釋奠に「二月上丁日也。凡學官并察官、太常禮官、郎官、皆赴太學大成殿、同諸生行禮、亦分爲初中終三奠、用太常樂、八月同」とあり、また朱子の『紹熙州縣釋奠儀圖』(四庫全書本)に詳しい叙述がある。

(2) 東西從祀—『宋史』卷一〇五「禮志・文宣王廟」によると、

北宋初に七十二賢(孔子の七十二人の弟子)と左丘明をはじめとする先儒二十一人の像を東西廡の木壁に描き、熙寧七年(一〇七四)に荀況、揚雄、韓愈を加え、さらに南宋の淳祐元年(一二四一)に周敦頤、張載、程頤、程顥、朱熹を、同二年には張栻、呂祖謙を、咸淳三年(一二六七)には、邵雍と司馬光を加えた。

(3) 十哲—『論語』「先進」に「德行顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓。言語宰我、子貢。政事冉有、季路。文學子游、子夏」と見える孔子の十人の弟子。

(4) 大成樂—學校で奏でる音楽。『宋史』卷一三七「樂志」に「大晟府擬撰釋奠十四首」を載せる。大晟府は太常寺に屬し、音楽を掌る。

(5) 御製文宣王贊—『咸淳臨安志』卷十一「學校・太學」に紹興十四年、高宗が幸學した時のこととして、「内出御製御書宣聖贊、命揭置大成殿。今釋奠則樂工數人歌之」とある。『夢梁錄』卷十五「學校」に「每歲春秋二丁、行釋奠禮、命太常

樂工數輩用宮架樂歌宣聖御贊、贊曰『大哉宣聖、斯文在茲。帝王之式、今古之師。志則春秋、道由忠恕。賢于堯舜、日月共譽。惟時載雍、戢此武功。肅昭盛儀、海宇聿崇』とある。このほか御製の七十二賢贊が『咸淳臨安志』同右のほか、『事林廣記』後集卷四「聖賢類」にもみえる。

(6) 祀合歌—合樂のことか。『文獻通考』卷四三「學校考四・祠祭褒贈先聖先師」に「釋奠之禮、有牲幣、有合樂、有獻酬」とある。合樂とは歌と樂器の演奏を合わせること。『儀禮』「鄉飲酒禮」の「乃合樂周南關雎」の疏に、「合樂謂歌樂衆聲俱作者、謂堂上有歌瑟、堂下有笙磬、合奏此詩」とある。

(一一) 節序

味爽生員各具冠帶或欄柳、於本齋團拜。先一日買香紙錢馬等。雞初鳴時、具案于大門、逐人拜禱。團拜訖、齋僕導齋衆、秉燭遍謁諸齋賀節。每齋各名紙一、具某齋長某、與齋衆拜賀。如正旦、則未會食前、拜謁大成殿訖、各以鄉里會合團拜于崇化堂。凡節假、冬至、正旦、寒食各三日、餘假一日。凡遇節、官廚不舉火、即打米、出食錢。其日聽生員出入亦無門簿。凡會食即飯羹、惟正旦、寒食早膳三盃、其餘即晚會五盃、七盃以上隨齋豐儉。

(譯)

節日

夜明けまえに學生たちはそれぞれ冠帶或いは欄柳を身につけ、自分の齋で團拜する。前日に香や紙錢、紙馬等を買ひ、曉に机を大門にならべ、一人ずつ神に拜禮祈禱する。團拜し終わると、齋僕が齋衆を引率して燭を持ってあまねく諸齋を訪れ、節日のお祝いを述べる。齋ごとにそれぞれ名刺一揃い、「某齋の長の某」と書き、齋

衆と拜賀する。正旦には、會食の前に、大成殿に拜謁し、それが終ると、それぞれ郷里ごとに崇化堂に集まって團拜する。およそ節日の休暇は、冬至、正旦、寒食にはそれぞれ三日、その他は一日である。すべて節日には、官の厨房は火を用いないので、お米を支給し、副食代を出す。その日は生員が學校に出入する際にも門の帳簿に記さなくともよい。すべて會食にはご飯とスープが出るが、ただ正旦と寒食のみは早膳に酒が三盃、その他の日には晩の宴會に五盃つく。七盃以上はその齋の懷次第である。

(注)

(1) 團拜—大勢の人が集まって、挨拶を交わすこと。『朱子語類』卷九一に「團拜、須打圍拜。若分行相對、則有拜不著

處。」とあり、列をつくり向かい合って行う場合と、丸く輪になつて行う場合があつたらしい。

(2)

會食—『朝野類要』卷一「故事・會食」に、「上庠有會食之禮、諸百司亦有之。凡同官輪日爲之、惟陪蔬果盤釘之費」とある。

(3)

節假—『癸辛雜識』後集「兩學暇日」に、「太學上巳暇一日、武學則三日、清明太學三日、武學乃一日、殊不可曉」とある。清明はすなわち寒食である。

(4)

打米—『能改齋漫錄』卷五「打字從手從丁」に「餽飯日打飯」とあるのと同じ用法。お米を支給すること。